

離婚届の書き方と注意

※ 黒インク又は黒ボールペンで書いてください。
消えるボールペンで書かないでください。

1.持参するもの

- 離婚届書
- 本人確認のための身分証明書
(運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等)

○裁判離婚の場合は、下記の書類が必要です。

- ・調停離婚の場合 → 調停調書の謄本
- ・審判離婚の場合 → 審判書の謄本と確定証明書
- ・和解離婚の場合 → 和解調書の謄本
- ・認諾離婚の場合 → 認諾調書の謄本
- ・判決離婚の場合 → 判決書の謄本と確定証明書

3.届出人について

- 協議離婚の場合 → 夫と妻
- 裁判離婚の場合 → 申立人又は訴えの提起者

4.未成年の子がいる場合

○離婚届書の右下に下記の欄がありますので、面会交流と養育費の分担について記入してください。

(あてはまるほうにチェックをつけてください)

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
(離婚後の子育ての分担)

□ 取決めをしている。

□ まだ決めていない。

未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

□ 取決めをしている。

□ まだ決めていない。

(親子交流)

□ 取決めをしている。

□ まだ決めていない。

(養育費の分担)

□ 取決めをしている。

□ まだ決めていない。

※お問合せ先※

〒086-0205

北海道野付郡別海町別海常盤町280番地

別海町役場 保健生活部町民課 戸籍年金担当

TEL 0153 - 74 - 9644

離婚届

令和〇年〇月〇日 届出

北海道野付郡別海町長 殿

(よみかた)

氏名

夫 別海 一郎

妻 別海 花子

生年月日

昭和60年10月1日

昭和61年3月3日

住所

北海道野付郡別海町

北海道野付郡別海町

別海常盤町280番地

別海西本町52番地

本籍

北海道野付郡別海町別海常盤町280番地

父母及び養父母の氏名

夫の父 別海 義雄

続き柄 二男

妻の父 野付 博志

続き柄 長女

母 優子

養父 養母

養父 養母

養父 養母

養父 養母

離婚の種別

☒協議離婚

☐調停

☐審判

☐和解

☐請求の認諾

☐判決

婚姻前の氏にもどる者の本籍

夫 別海 一郎

妻 野付 花子

未成年の子の氏名

父母双方が親権を行う子

父(夫)が親権を行う子

母(妻)が親権を行う子

親権者の指定を求める家事裁判又は家事調停の申立てがされている子

同居の期間

平成30年5月から令和8年3月まで

別居する前の住所

北海道野付郡別海町別海常盤町280番地

別居する前の世帯のおもな仕事

☐1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯

☐2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯

☒3.企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は除く)

☐4.3にあってはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)

☐5.1から4にあってはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯

☐6.仕事をしている者のいない世帯

夫妻の職業

夫の職業

妻の職業

その他

☐戸籍法第77条の2同時届出

☐同居中につき(7)(8)欄空欄

届出人

夫 別海 一郎

妻 別海 花子

署名押印

別海 一郎

別海 花子

証人 (協議離婚のときだけ必要です)

署名押印

野付 博志

野付 博志

生年月日

昭和27年6月15日

昭和58年8月27日

住所

北海道野付郡別海町

北海道根室市〇〇町

西春別駅前栄町28番地

2丁目27番地

本籍

北海道野付郡別海町

北海道野付郡別海町

西春別駅前栄町28番地

尾岱沼潮見町213番地

→ 現在住民登録している住所を書いてください。
住所を変更するときは別途手続が必要です。

→ 婚姻中の本籍を書いてください。

→ 夫と妻それぞれの「実父母」の氏名を書いてください。
ただし、父母が婚姻中のときは母の氏は書かず、
名だけ書いてください。

→ 婚姻のとき氏が変わった人は、以下から選んで
書いてください。

- ①婚姻前の氏を名乗り、婚姻前の戸籍にもどる
- ②婚姻前の氏を名乗り、新しい戸籍をつくる
- ③婚姻中の氏を名乗り、新しい戸籍をつくる

※③の場合は本籍を記入する必要はありませんが、
離婚届とは別に、「離婚の際に称していた氏を称する届」
を提出する必要があります。
詳細はお問合せください。

夫婦の間に未成年(18歳未満)の子がいる場合は、該当する
親権者に、子の氏名を記載してください。

→ 国勢調査の年のみ書いてください。

→ 婚姻中の氏名で書いてください。
・協議離婚の場合
⇒ 夫妻それぞれが署名してください。
・裁判離婚の場合
⇒ 申立人又は訴えの提起者が署名してください。
(押印は、任意です。)

※協議離婚の場合のみ必要です。
離婚の事実を知っている成年者(18歳以上)の署名が
必要です。
(押印は、任意です。)